

○質疑（三好委員） きょうは2点、質問させていただきたいと思います。一つは災害復興基本法について、もう一つは復興増税について質問をさせていただきます。その前に、先ほど総合特区の説明をいただきましたけれども、しっかりフォローアップをよろしくお願いいたします。

まず、今回の本会議でも東日本大震災のことがやはり大きなテーマの一つだったと思いますけれども、その中では余り触れられなかったのですが、この6月には災害復興基本法という法律が成立しております。与野党がぶつかる中で、野党案がほぼ丸のみで採択されたという復興基本法でありますけれども、その中身はいろいろ書いてありますが、大変大切なことが2つ書いてあると思います。基本理念の中に書いてあることでもありますけれども、一つは、単なる被災地の復旧に終わらせるのではなくて、21世紀半ばのこの国のあるべき姿をまず描いて、それに向けた国づくりをしていく、この曲がり角の日本をもう一回再構築していくということがきちんと書き込まれています。もう一つは、それに当たっては国と地方の責任、役割を明確化させ、新しい地域社会をつくっていく、その中できずなというものがしっかりと維持、強化できるものにしなければならないということが書き込んであります。これはさらっと読み流してはいけない部分で、しっかりといろいろなところに反映させていかなければいけない考え方ではないかと思っております。

少し漠然とした話で申しわけございませんけれども、まずこの広島県もそういう意味で言うと大変難しいものがあつたと思っておりますのは、チャレンジビジョンを策定されて、いよいよ本年から実行に移していこう、外向きにどんどん走っていこうというときに、国のほうは21世紀半ばのあるべき姿を一遍立ちどまって考えていこうと言い、また、地域社会、足元のきずなをしっかりとつくっていこうということを言っているわけでありまして。そうしますと、少しこの辺でいろいろなギャップが出てくるのかと思っておりますけれども、今後、いろいろなビジョン、計画をつくったり評価をされたりしていく中で、こういった部分はどれぐらいしんしゃくされるのか、また、どんなお気持ちがあるのか、まず、そのあたりのことをお聞かせいただきたいと思います。

○答弁（戦略推進課長） お尋ねの件でございますが、復興基本法についてつまびらかには承知していませんけれども、やはりその地域のきずなを大切にすることによって、ひいては日本全体のきずなにつながるということで、それによって、やはりその地方の復興のみならず日本全体の再生につながるというのが基本的な精神であろうかと思っております。その中で、本県といたしましても、広島県らしい支援ということで、カキいかだの話であるとか、江田島に高校生を呼んだり、あるいは人権支援を含めさまざまな支援を行ったということでもあります。

振り返ってみれば、本県の計画に入っているところがどう結びつけられるかというところでもありますけれども、大きく言うと3点ぐらいあると思います。一つは我々職員のミッションステートメントと言う行動指針がありまして、その中にやはり社会を構成するさまざまな主体と連携しつつ、地域社会全体の価値を高めるということがあります。ここに、やはり行政だけではなく地域のきずなというものを大切にしようという根本的な考え方があると思います。

2点目とすれば、やはりこのビジョンを達成しようと思えば行政だけではいけない。いわゆる企業とかNPO、あるいは地域コミュニティー、そういうものも一緒になって目的を共有化しながらそれを進めていくという視点があります。あるいは、地域のつながりではなくて他の県とのきずなも必要であるということで、その連携も基本的な進め方の中に入っております。

3点目とすれば、ビジョンの中の4つの挑戦の中に、御承知のとおり豊かな地域づくりがございます。まさにこれは都市だけがよくなってもいけない、あるいは中山間だけでもいけない。いわゆる県全体でそれぞれの地域がさまざまな取り組みをする中で、ここにありますような地域の資源を生かしていく、そういった視点がございます。

したがって、答えになっているかどうかわかりませんが、さまざまなPDCAを回していく中の具体的な評価という部分でいけば、なかなか難しいものもありますが、要するにチャレンジビジョンを動かす根本的な理念の中に、その地域におけるきずなというものがある、ひいてはそれが日本全体の発展がなければ広島県の発展はないということにつながる。そういった意味では、こうした考え方というのは根底にあるものだと考えております。

○要望・質疑（三好委員） 一つ一つは具体にはよくわからないのですが、私はそのテンションみたいなところ、国が先ほど言ったような思いで、これからいろいろなことが進められて、ここしばらくは多分、国民的議論があると思うのですが、そういった部分、テンションを少し合わせていかないといけないと思っています。

例えば、経済財政会議の中で今検討されているようでありまして、ホームページ等にも掲載してありましたが、来年度の県政方針の骨子みたいなものを今つくられていると聞いております。その中でも、やはり先ほどおっしゃられたように地域のきずなという部分を目指すのであれば、中山間とか農業とか、市町の下の学区とか自治会とか、そういうものにももう少し目を向けるようなものにしていただきたいのです。強い広島県というのは当然大切ですが、そのことばかりが前に向いて躍ると、全体から見たときにテンションが合っていないような気がしますので、そういったことを加味していただきますよう要望したいと思います。その辺何かありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○答弁（戦略企画チーム戦略企画担当政策監） 先ほどお話がありました県政の基本方針でございますけれども、位置づけから申しますと、まず昨年度、おおむね10年を見越して策定いたしましたビジョンがございます。10年間ではございますけれども、このたびの東日本大震災等に見られますように毎年度、環境変化がございますから、そういった変化を踏まえた上で、来年度に向けて重点的な取り組みの方向を示すものが県政運営の基本方針でございます。

現在いろいろな角度から検討を進めておりますけれども、東日本大震災をきっかけとして、どういった課題があるのかということも当然、念頭に置くべきことと思っております。したがって、さまざまな課題を念頭に置きながら、施策については今後具体的に、幅広く御意見を伺いながら検討していくことになると思っております。

少し先ほどの補足ではございますけれども、復興基本法のお話がありました。基本理念として、きずなということも当然うたわれておりますけれども、あわせて国と地方、あるいは公共団体と民間、これらの連携が重要であるということも理念の中にございました。したがって、地域のことを最も詳しく、実情を知っている市町が基本となって、それをいかに補完できるかという観点から、県がすべき役割を踏まえた上で、重点的に取り組むべきものを基本方針の中に盛り込んでまいりたいと考えています。

○要望・質疑（三好委員） 先ほどおっしゃられたように、これから県を取り巻く環境ということについて、東日本大震災ということの切り口に切ったときに、防災強化とか機能移転だけではなくて、先ほどの地域のきずなというような部分をぜひとも加えていただきますよう、よろしく願いいたします。

続いて、復興財源につきまして質問をさせていただきます。昨日も報道されておりましたけれども、この財源を確保するために復興増税をするということが政府税調、また民主党の中で話がされているようであります。11.2兆円が9.2兆円、それがまた11.2兆円になるというような話がきのうあり、こういうこと自体がどうなのかと思っておりますが、そのことは今は横に置きまして、その中を比べてみますと、この増税の部分で個人住民税を平成24年6月から5年間、上積みするということが報じられています。そうしますと、地方税ということでもありますので、本県の県税についても今後どうなるのか大変心配であります。そういった部分について、今何か情報があるのかないのか、もしこれが、このまま通過するというのであればどういうことになっていくのか。そういった具体的なものがあれば教えていただきたいと思っております。

○答弁（税務課長） 復興増税に関しましては、国において被災地を復旧、復興させるための財源として、そしてもう一つ基本方針の中では、この被災を教訓にして全国的に緊急性の高い、あるいは即効性のある防災事業を実施するという観点から、地方税についても増税が検討されるというふうになっております。そうした中で、今御指摘のありましたように、地方税におきましては個人住民税で均等割500円の上乗せ、また所得控除の見直しという関係で、全国ベースでは約3,500億円相当、そしてたばこ税で1個1円の地方税増税ということが検討されています。この情報につきましては、現在のところ新聞あるいは国のホームページ等で見るところでございます。

2点目の質問でありました地方税のあり方等でございますけれども、例年、住民税に関しましては、少なからず改正がございますので、そうした中で対応ができると考えておりますが、いずれにしても県民に負担を求めるものでございますので、理解と周知に努める必要があると考えております。

○質疑（三好委員） 確かに災害復興は大切でありますけれども、あえて申しますと、復興とか災害という名のもとに何でもかんでもという部分はどうも解せないわけでありまして。本来国が決めることですから、国税を上げるということで足りるのではないかと個人的には思ったりするわけです。地方税をどうするかということまで一方的に、しかも既成事実をつくって後から決められるというのは、これは国自身が地方自治、もしくは地方のあり方、地方分権、このようなものを否定しているのではないかと強い思いを持つわけでありまして。このことについてどういうふうに思われるのか、また、今後のことについて何かしら思いがあるのであれば、何か発信されていこうとされているのか、そのあたりを聞かせていただきたいと思います。

○答弁（経営戦略審議官） 今、委員に御指摘いただきましたように、もしこの法案が通ったとすれば、当然、税率にかかわることですので、県税条例も改正をしなければいけません。かかる事態にもかかわらず、先ほど税務課長が申し上げましたが、私どもには詳細な情報が来ていないという状況です。

今回の案について、大きく2つ課題があるのではないかと考えておりますが、一つは、地方が条例で定めるべき事項であるにもかかわらず、その情報が的確に政府から来ていないというのがあります。そ

れともう一つは、その情報の中で、これは全国的な緊急防災・減災事業の地方負担分として0.8兆円ほど措置するとされているわけですが、増税のところばかりが議論されておりまして、この0.8兆円が一体何に使われるのかということが明らかにされておられません。それから、たばこ税にしても住民税にしても、これは県と市町村の共通の財源ですから、県と市町村の配分を決めなければいけない。それと、各団体がこれを条例で改正する場合に、当然その団体における歳出、つまり地方負担に見合う形で想定して見ていかなければいけないわけですから、全国レベルで8,000億円だということをもって、その際の税制が保障するか、符合するかというところは、これからも段階ごとに見ていかなければいけません。まず私が考えますのは、歳出の議論がなければならぬ。それから、その歳出が、先ほど委員御指摘のとおり住民税やたばこ税で賄うべきものに相当するかどうか、議論が要るのだらうと思っております。この2つの課題を抱えながら、今政府で増税議論だけが先行しているというのは、私も大変遺憾なことだと思っております。

これは県だけではなくて、当然市町村、そしてそれぞれの議会にもかかわってくることでありますが、当面まず知事会においては、地方税財政特別委員会において国から情報収集をしているところであります。ただ、正直まだ正確な情報は入っておりません。これは地方すべてにかかわることではありますから、例えば国と地方の協議の場の設定を求めるといった活動を今後、地方六団体等を通じて政府に要請していく必要があると考えております。

○要望（三好委員） 全く同感であります。とにかく、それが何のための経費なのかということもほとんどわからないままでありますので、しっかりと声を出していただきますよう要望して終わります。